

広島市自転車等駐車場

指定管理者応募要領

令和3年7月

広島市道路交通局

<目次>

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	自転車等駐車場の利便性向上について	1
3	施設の概要	1
4	指定期間	3
5	指定管理者が行う業務	3
(1)	業務の範囲	3
(2)	自主事業の実施	3
(3)	利用促進の取組	3
(4)	設備導入等	3
(5)	留意事項	3
6	管理の基準	4
(1)	関係法令等の遵守	4
(2)	供用日、供用時間等	4
(3)	自転車等駐車場の業務期間の変更等	4
(4)	一時利用及び登録利用の配置及び設定台数	4
(5)	車種別の配置及び設定台数	4
(6)	平和大通りに位置する自転車等駐車場の休止	4
(7)	併施設等との費用負担等	4
7	利用料金制に関する事項	5
(1)	本市への納付金（固定額）	5
(2)	利用者サービス向上に資する新たな設備導入及び修繕等の実施	5
(3)	適切な料金水準の考え方	5
(4)	収入の算定	6
(5)	利用料金の取り扱い	6
8	指定の取消し等	7
9	申請資格等	7
(1)	基本的事項	7
(2)	選定基準	7
(3)	欠格事項	7
(4)	法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	8

(5) 障害者雇用状況報告書等の提出	8
(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出	8
10 応募要領の配布時期等	8
(1) スケジュール	8
(2) 応募要領の配布期間、場所	9
(3) 現地見学について	9
(4) 質問の受付	9
(5) 申請書の受付	9
11 提出書類・提出部数	9
12 管理運営に関する収支計画書の開封	10
13 その他留意事項	10
14 審査及び選定に関する事項	10
(1) 審査方法等	10
(2) 仮協定・協定の締結	10
(3) 評価方法	11
(4) 選定審査対象からの除外	11
(5) 審査結果の通知及び公表	11
(6) その他	11
15 広島市自転車等駐車場管理業務仕様書	12
16 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）	22
17 個人情報取扱特記事項	28
18 広島市自転車等駐車場指定管理者の申請者の評価基準	29
19 広島市自転車等駐車場の設備改修計画（別紙1）	
20 広島市自転車等駐車場の施設概要（別紙2）	
・ 1 施設概要	
・ 2 主なメンテナンス	
・ 3 既存の備品等	
・ 4 利用状況及び収入金額	
・ 5 管理経費支出額	
・ 6 警備・保守点検費等及び修繕費に係る業務委託等の対象箇所	
・ 7 利用者の登録に関する事務の概要	

- ・ 8 広島市自転車等駐車場位置図

21 障害者への自転車等駐車場の駐車料金に関する減免について（別紙3）

22 広島市自転車等駐車場条例（別紙4）

23 提出書類一覧表（別紙5）

- ・ 様式1 指定申請書（単独団体用）
- ・ 様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）
- ・ 様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・ 様式4 広島市自転車等駐車場の管理運営に関する事業計画書
- ・ 様式5及び様式5 別紙 広島市自転車等駐車場の管理運営の収支計画書及び利用料金収入及び人件費の積算内訳書
- ・ 様式6 広島市が推進すべき施策に関する報告書
- ・ 様式7 団体の概要
- ・ 様式8 役員名簿
- ・ 様式9 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）
- ・ 様式10 障害者雇用計画書
- ・ 様式11 宣誓書
- ・ 様式12 広島市自転車等駐車場申請関係質問票
- ・ 様式13 広島市自転車等駐車場現地見学申込書
- ・ 様式14 辞退届
- ・ 様式15 委任状
- ・ 様式16 事業所調書兼実体調査同意書
- ・ 様式17 指定管理実績調書

24 業務実施状況評価 評価基準（別紙6）

広島市自転車等駐車場指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

これまでは、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成 15 年 9 月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市自転車等駐車場（中央・東部・西部地区）の指定期間が令和 4 年 3 月 31 日で終了することに伴い、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 自転車等駐車場の利便性向上について

広島市（以下「本市」という。）では、指定管理者による柔軟な料金体系の導入や設備投資による利用者サービスの向上を図るため、利用料金制※を導入し、自転車等駐車場の利便性向上に取り組むこととしています。

※地方自治法第 244 条の 2 第 8 項により、利用料金を指定管理者自らの収入として収受するものです。指定管理者は利用者が支払う利用料金をもって施設を運営することとなります（消費税、地方消費税の納付を含む。）。

3 施設の概要

（1）施設名、収容台数等

施設名	収容台数	所在地	供用日	供用時間 (入出庫可能時間)
広島市相生自転車等駐車場	58 台	中区幟町・胡町	1 月 1 日 ～12 月 31 日	0 時～24 時 (24 時間)
広島市大手町三丁目自転車等駐車場	170 台	中区大手町三丁目	1 月 3 日 ～ 12 月 30 日	7 時～21 時 (24 時間)
広島市小町第一自転車等駐車場	320 台	中区小町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市小町第二自転車等駐車場	470 台	中区小町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市小町第三自転車等駐車場	280 台	中区小町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市富士見町第一自転車等駐車場	222 台	中区富士見町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市富士見町第二自転車等駐車場	500 台	中区富士見町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市富士見町第三自転車等駐車場	240 台	中区富士見町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市新白島駅自転車等駐車場	510 台	中区白島北町・西白島町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島バスセンター西自転車等駐車場	520 台	中区基町	1 月 1 日 ～ 12 月 31 日	7 時～21 時 (24 時間)
広島市基町自転車等駐車場	1,120 台	中区基町		6 時～23 時※1 (6 時～翌 2 時)
広島市大手町自転車等駐車場	640 台	中区大手町二丁目		7 時～24 時※1 (7 時～翌 2 時)
広島市東新天地自転車等駐車場	600 台	中区新天地	1 月 3 日 ～ 12 月 30 日	7 時～24 時 (24 時間)
広島市西新天地自転車等駐車場	310 台	中区新天地		7 時～23 時 (7 時～翌 3 時)
広島市袋町小学校地下自転車等駐車場	500 台	中区袋町		7 時～24 時 (7 時～24 時)
広島市袋町自転車等駐車場	770 台	中区袋町	1 月 1 日 ～12 月 31 日	7 時～24 時※1 (7 時～翌 2 時)

施 設 名	収容 台数	所在地	供用日	供用時間 (入出庫可能時間)
広島市稲荷町自転車等駐車場	670 台	南区稲荷町	1 月 1 日 ～ 12 月 31 日	7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島駅北口第一自転車等駐車場	921 台	東区若草町		5 時 30 分～翌 0 時 30 分 (5 時 30 分～翌 0 時 30 分)
広島市広島駅北口第二自転車等駐車場	410 台	南区松原町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島駅北口第三自転車等駐車場	400 台	東区上大須賀町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島駅南口第一自転車等駐車場	267 台	南区松原町		5 時 30 分～翌 0 時 30 分 (5 時 30 分～翌 0 時 30 分)
広島市広島駅南口第二自転車等駐車場(仮設)	156 台	南区京橋町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島駅南口第三自転車等駐車場	1,868 台	南区松原町		市長が定め る区画 0 時～24 時 (24 時間)
				その他の 区画 7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島駅南口第五自転車等駐車場	1,035 台	南区松原町		5 時 20 分～翌 0 時 20 分 (5 時 20 分～0 時 20 分)
広島市矢野駅自転車等駐車場	1,732 台	安芸区矢野西四丁目		5 時 15 分～翌 0 時 45 分 (5 時 15 分～翌 0 時 45 分)
広島市横川駅北口自転車等駐車場	516 台	西区横川町三丁目	1 月 3 日 ～12 月 30 日	7 時～21 時 (24 時間)
広島市横川駅南口自転車等駐車場	520 台	西区横川町三丁目	1 月 1 日 ～12 月 31 日	5 時 20 分～翌 0 時 30 分※2 (5 時 20 分～翌 0 時 30 分)
広島市西広島駅北自転車等駐車場	390 台	西区己斐本町一丁目	1 月 3 日 ～ 12 月 30 日	5 時 30 分～24 時 (24 時間)
広島市西広島駅南自転車等駐車場	1,200 台	西区己斐本町一丁目		7 時～23 時 (24 時間)
広島市五日市駅北口自転車等駐車場	1,733 台	佐伯区五日市駅前一丁目	1 月 1 日 ～12 月 31 日	5 時 10 分～翌 0 時 40 分※2 (5 時 10 分～翌 0 時 40 分)
広島市五日市駅南口自転車等駐車場	623 台	佐伯区旭園	1 月 3 日 ～12 月 30 日	6 時～20 時 (24 時間)

(注) 1. 表に掲載している 31 施設について一括して指定管理者を公募します。

2. 施設の収容台数は、自転車を収容した場合の台数の目安です。

3. 相生自転車等駐車場については一時利用専用となっています。

4. 大手町三丁目自転車等駐車場、小町第二自転車等駐車場、小町第三自転車等駐車場、富士見町第一自転車等駐車場及び富士見町第三自転車等駐車場、広島駅南口第二自転車等駐車場(仮設)については、登録利用専用となっています。

5. 横川駅南口自転車等駐車場では、屋上緑化を行っています。

6. 小町第三自転車等駐車場、富士見町第三自転車等駐車場、稲荷町自転車等駐車場、東新天地自転車等駐車場、広島駅北口第一自転車等駐車場、広島駅南口第三自転車等駐車場及び西広島駅南自転車等駐車場では、本市シェアサイクル事業「びーすくる」のサイクルポートを設置しています。

7. 年末年始(1 月 1 日から 12 月 31 日まで)の供用時間

※1…7 時から 21 時まで

※2…6 時から 22 時まで

(2) 現在の駐車料金

区 分	一時利用	登録利用	回数券
自転車	1 日 1 回 100 円	月 1,000 円	100 円 11 枚綴り 1,000 円
原付及び自動二輪	1 日 1 回 200 円	月 2,000 円	200 円 11 枚綴り 2,000 円

(注) 1. 平成 20 年度から、一時利用した人は、その日に限り、領収書を提示すれば他の自転車等駐車場に無料で駐輪することができる「一日駐輪制度」を実施しています(一部の施設を除く。)

(3) 令和4年度以降の駐車料金の上限額

今後の設備改修等の費用を料金収入で賄うため、現行料金を引き上げた上限額を設定しました。ただし、この上限額の範囲内で利用者負担を踏まえ、適切な料金設定の提案を求めます。

なお、原付と自動二輪の料金を分けて設定することも可能です。

区 分	一時利用の上限額	登録利用の上限額
自転車	1 日 1 回 150 円	月 2,000 円
原付及び自動二輪	1 日 1 回 300 円	月 4,000 円

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

5 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- ア 自転車等駐車を一般の利用に供すること。
- イ 利用者の登録に関すること。
- ウ 施設の維持、修繕（本市があらかじめ指定する大規模な修繕工事を除く。）、清掃、利用調査等
- エ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に本市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

(3) 利用促進の取組

自転車等駐車場の利用促進を図るため本市が設定している以下の基準値（利用者数）を達成するための利用促進策を提案してください。

また、令和４年度以降の基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響が無いものと見込み設定していますが、新型コロナウイルス感染症の影響が継続すると認められるときは、令和３年度の利用実績等を踏まえ再設定する場合があります。

本市の基準値	：	令和4年度	7,681,800人	令和5年度	7,681,800人
		令和6年度	7,681,800人	令和7年度	7,681,800人
		令和8年度	7,681,800人		

(4) 設備導入等

利用者サービスの向上を図るため、新たな設備導入及び修繕等を実施してください。

(5) 留意事項

- ア 業務内容の詳細は「広島市自転車等駐車場管理業務仕様書」を参照してください。
- イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、本市に他の報告書とあわせて提出してください。
- ウ 指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。
- エ 本市では、駐輪場のサービス向上の検討などを盛り込んだ「広島市自転車都市づくり推進計画（令和2年3月改訂）」を策定していますので、自主事業や自転車等駐車場の利用促進策、設備導入等の計画を検討する上で参考としてください。

6 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働基準法、最低賃金法、建築基準法、広島市自転車等駐車場条例（以下「条例」という。）、広島市自転車等駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

ただし、自動ゲートの設置等の新たな設備導入により、一時利用の方法が変わるなど、本市が必要と認める場合は規則を改正する予定です。

(2) 供用日、供用時間等

本市において、必要があると判断したときは、供用日、供用時間又は入出庫可能時間を変更することがあります。その場合の本市への納付額については、別途協定書で定めます。

なお、その際の利用者への周知、敷地使用者との引継ぎ等については、指定管理者の責任において行っていただきます。

(3) 自転車等駐車場の業務期間の変更等

広島市稲荷町自転車等駐車場、広島市基町自転車等駐車場、広島駅南口第二自転車等駐車場（仮設）及び広島市西広島駅北自転車等駐車場については、再開発や周辺工事の影響により、移転や廃止をする場合があることから、業務期間の変更等を行う場合があります。その場合の本市への納付額については、別途協定書で定めます。その際の利用者への周知等については、指定管理者において行っていただきます。

(4) 一時利用及び登録利用の配置及び設定台数

一時利用と登録利用の配置及び施設毎の設定台数は現在の運用を基本としますが、例えば、特に一時利用のニーズが高い西新天地自転車等駐車場は一時利用の比重を高くし、減らした登録利用台数分を隣接の駐輪場の登録利用で受け入れる等、本市と協議の上、変更することができます（別紙2「広島市自転車等駐車場の施設概要」参照。）。

(5) 車種別の配置及び設定台数

自転車、原付及び自動二輪の配置及び施設毎の設定台数は現在の運用を基本としますが、本市と協議の上、変更することができます。

(6) 平和大通りに位置する自転車等駐車場の休止

フラワーフェスティバル、平和記念式典、ゆかたできん祭等の行事や道路・下水道工事等により、自転車等駐車場の敷地を使用する必要がある場合には、一部休止等を行うことがあります。その際の利用者への周知、敷地使用者との引継ぎ等については、指定管理者において行っていただきます。

なお、フラワーフェスティバル及び平和記念式典等（それぞれ開催日前後の準備等の期間を含む。）による休止期間中の収入減は、納付額の積算に反映しているため、納付額は減額しません。

(7) 併設施設との費用負担等

ア 基町自転車等駐車場

基町自転車等駐車場における消防設備、受電設備及び自家発電設備等の保守点検並びに光熱水費に係る費用については、併設施設である市営基町駐車場と所定の割合で負担していただきます。

なお、市営基町駐車場廃止に伴う所有者の変更により、負担割合が変わる場合があります。

イ 西新天地自転車等駐車場

消防設備、受電設備及び自家発電設備等の保守点検並びに光熱水費に係る費用については、併設施設である市営西新天地駐車場と所定の割合で負担していただきます。

ウ 袋町小学校地下自転車等駐車場

消防設備、受電設備及び自家発電設備等の保守点検並びに光熱水費に係る費用については、併施設である広島市立袋町小学校等と所定の割合で負担していただきます。

エ 広島駅北口第一自転車等駐車場の管理経費

自転車等駐車場として専用利用するエレベーターや自転車用コンベア等の管理経費の他に、ビル共用の受電設備、自家発電設備及び共用エレベーター等の保守点検等に係る費用を負担していただきます。

オ 広島駅南口第一自転車等駐車場の管理経費

自転車等駐車場として専用利用する管理経費の他に、ビル共用の受電設備、自家発電設備等の保守点検等に係る費用を負担していただきます。

7 利用料金制に関する事項

自転車等駐車場の管理については、「利用料金制」を採用します。

(1) 本市への納付金（固定額）

指定期間（5年間）の納付金（合計額）を2億1,896万円（過去の実績等を元に算定）とします。

指定管理期間中、稲荷町自転車等駐車場、基町自転車等駐車場、広島駅南口第二自転車等駐車場及び西広島駅北自転車等駐車場については、再開発や周辺工事の影響により、移転や廃止をする場合があるため、業務範囲の変更が生じた場合は、必要に応じて納付金を調整します。

なお、指定管理期間中に消費税等が引き上げられた場合は、納付額を減額するなどの適切な措置を講じます。

また、納付金は毎年度、納付していただきますが、具体的な手続きは別途協定書で定めます。

(2) 利用者サービス向上に資する新たな設備導入及び修繕等の実施

申請者は、次の収支イメージ図①及び②の収支差を原資として、利用者サービス向上に資する新たな設備導入及び修繕等の計画（いずれも100万円未満の工事については管理運営費に含まれるものとします。）を提案してください。

本計画には、別紙1「広島市自転車等駐車場の設備改修計画」を踏まえ、5年間に実施するものを記載してください。また、提案策定にあたっては「優先して改修等を検討する設備」の中からの選択だけでなく、「その他の設備改修等」についても提案してください。リースによる設置も可能としますが、指定期間終了時には、設置された設備等は本市に帰属するものとします。

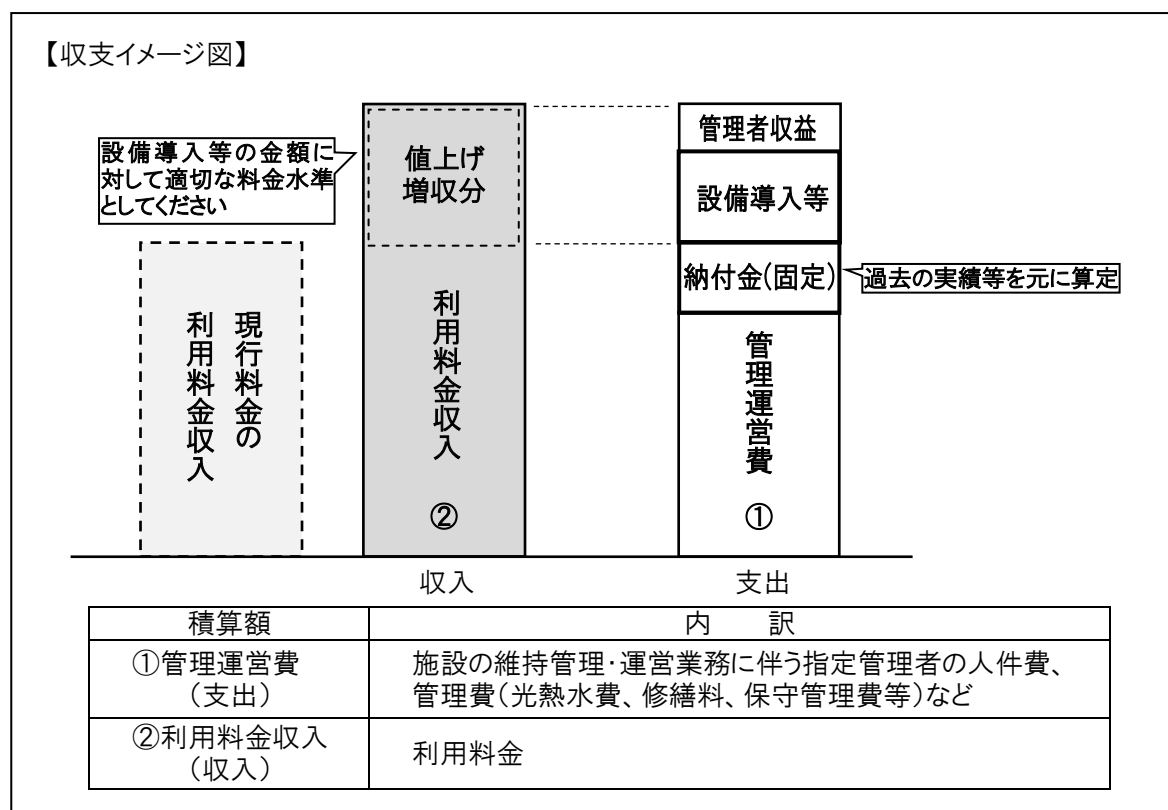
また、計画した設備導入等が指定期間中に実施できなかった場合は、本市が指定する同規模の設備投資を実施するか、提案時の予定額を追加で納めてもらうなど、その代替措置を求めます。

(3) 適切な料金水準の考え方

ア 31施設全体の平均料金水準

設備導入等の原資を確保するため、31施設全体の平均料金水準を現行より引き上げることを想定していますが、平均料金は提案していただく設備導入等の合計金額に対して適切な水準としてください。

なお、指定期間中に実施する設備導入等は、3億円を超えない範囲（本市が指定する防火設備等の改修、5年間で3千万円相当を含む）の規模を想定しています。



イ 施設毎の利便性や利用者サービスを考慮した料金設定

立地条件、屋根の有無など設備の利便性、階層の違い及び設備導入等の計画の有無も考慮した上で、施設毎の利用料金を設定してください。

(4) 収入の算定

収入の算定に当たっては、過去の実績を参考にしてください(別紙2参照)。

(5) 利用料金の取り扱い

ア 利用料金の額

利用料金の額は、条例第16条第3項に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります(基本的には公募時に提案された料金を設定していただくことになりますが、本市が変更を求める場合があります)。

なお、設備導入後から別の料金を設定することも可能です。

イ 回数券等の発行

指定管理者は、条例第16条第4項の規定により、市長の承認を受けた上で、回数券(プリペイドカードを含む。)を発行することができます。

なお、発行に当たっては、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)を遵守してください。

ウ 利用料金の減免・返還

指定管理者は、条例第16条第6項の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還することができます。ただし、別紙3に掲げる減免は必ず実施することとします。

なお、別紙3は、身体障害者等に対する自転車等駐車場の駐車料金に関する減免要綱に基づくものであり、今後、改正により対象者等の拡大等があった場合には、指定管理者は別紙3の変更の協議に応じることとし、拡大等に伴う負担は指定管理者が負うこととします。

8 指定の取消し等

本市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 条例第13条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) 納付金の支払いが滞ったとき。
- (8) 基本協定及び年度協定に定める業務が適正に履行できないとき。
- (9) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と本市が判断したとき。

9 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定の締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア 使用者の平等な自転車等駐車場の使用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、自転車等駐車場の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った自転車等駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ 本市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から 2 年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち 1 社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注 1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6 月 1 日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式 10。注 2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると本市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数への達成状況等を市議会に報告するとともに、本市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注 1)「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 1 項に基づき算出されたものをいう。

(注 2) 障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書（様式 9）等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式 9 を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証等及び及び身体障害者手帳等の写し）を提出してください。

(※) 障害者を常用雇用していることを確認できる書類に住所、生年月日及び被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式 16）を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書（様式 6）」で本店が市外にあり、市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式 6 では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

10 応募要領の配布時期等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	令和 3 年 7 月 15 日から令和 3 年 9 月 30 日まで
イ 現地見学期間	令和 3 年 7 月 21 日から令和 3 年 8 月 4 日まで
ウ 質問受付期間	令和 3 年 7 月 21 日から令和 3 年 8 月 5 日まで
エ 申請書受付期間	令和 3 年 9 月 24 日から令和 3 年 9 月 30 日まで
オ 書類審査・面接審査	令和 3 年 10 月中旬から 10 月下旬
カ 審査結果の通知	令和 3 年 11 月上旬

- キ 仮協定の締結 令和3年11月中旬
- ク 指定管理者の指定 令和3年12月下旬
- ケ 協定の締結 令和4年3月下旬まで

(2) 応募要領の配布期間、場所

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：令和3年7月15日から令和3年9月30日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：道路交通局自転車都市づくり推進課(広島市役所本庁舎8階)及び本市ホームページ

(3) 現地見学について

ア 実施施設、日時等

実施施設：希望する施設

実施期間：7月21日(水)から8月4日(水)までの供用時間

イ 参加人数

1団体につき3名以内としてください。

ウ 見学方法

利用者に配慮した上で利用状況等を見学することができます。

なお、職員の立ち合いはありません。施設に関する問い合わせは質問受付期間に受け付けます。

エ 見学申込

「広島市自転車等駐車場現地見学申込書」(様式13)に必要事項を御記入の上、7月20日(火)午後5時までに、自転車都市づくり推進課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和3年7月21日から令和3年8月5日 午後5時まで

受付方法：「広島市自転車等駐車場申請関係質問票」(様式12)により、自転車都市づくり推進課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：9月6日(月)までに、本市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和3年9月24日から令和3年9月30日 午後5時まで

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

提出場所：広島市道路交通局自転車都市づくり推進課(広島市役所本庁舎8階)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

提出方法：持参又は郵送(特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。)

※電子メール、FAXでの申請はできません。

11 提出書類・提出部数

提出書類一覧(別紙5)のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社(株式会社に限る。)がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類(運転免許証の写し等)を提出してください。

12 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、令和3年10月1日に開封します。開封にあたっては、申請者の立会いは行わず、申請事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

13 その他留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、本市が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は本市の公文書になるため、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

14 審査及び選定に関する事項

- (1) 審査方法等
 - ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
 - イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会では提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
 - ウ 面接は、10月中旬から10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
 - エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内（応募団体の職員等に限る。）の出席をお願いします。
 - オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。
- (2) 仮協定・協定の締結

本市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

 - ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度別協定」で構成されます。
 - イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - (イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

本市で定めた基準（評価基準）により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合

エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を本市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

●問い合わせ先

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課 担当：沖田

TEL 082-504-2349 FAX 082-504-2379

メールアドレス jitensha@city.hiroshima.lg.jp

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市自転車等駐車場管理業務仕様書

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島市自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、広島市（以下「本市」という。）は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）並びに、広島市自転車等駐車場条例（昭和 60 年広島市条例第 36 号。以下「条例」という。）及び広島市自転車等駐車場条例施行規則（昭和 60 年広島市規則第 29 号。以下「規則」という。）等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 広島市個人情報保護条例（平成 16 年広島市条例第 4 号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 自転車等駐車場に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）の趣旨にのっとり、本市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、本市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (7) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 本市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 条例及び規則に基づいて、自転車等駐車場を一般の利用に供すること。
- (2) 利用者の登録に関すること
- (3) 施設及び設備等の維持管理
 - ア 指定管理者は、施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
 - イ 指定管理者は清掃、整理整頓により施設を常に清潔に保ち、廃棄物の処分を行うこと。
 - ウ 指定管理者は、利用者が安全で快適に利用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。
 - エ 指定管理者は、設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。

オ 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの管理を行うこと。

カ 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに本市に報告すること。

キ 次の施設については、併設施設と所定の割合で管理経費を負担すること。

(ア) 基町自転車等駐車場

次の業務は、広島市市営基町駐車場と一体的に施行し、市営基町駐車場の指定管理者が入札・発注するため、当該業務の業者に負担割合に応じた金額を支払うこと。

なお、広島市市営基町駐車場廃止に伴う所有者変更により負担割合が変わる場合があります。

区 分	負担割合	
	基町駐車場	基町自転車等駐車場
消防用設備点検・自家用電気工作物保安業務・自家発電設備等の保守点検、	90.4%	9.6%
建築設備定期点検、特殊建築物定期点検、建築物防火設備点検	—	100%
エレベーター保守点検	88.9%	11.1%

(イ) 西新天地自転車等駐車場

次の業務は、広島市市営西新天地駐車場と一体的に施行し、市営西新天地駐車場の指定管理者が入札・発注するため、当該業務の業者に負担割合に応じた金額を支払うこと。

区 分	負担割合	
	西新天地駐車場	西新天地自転車等駐車場
夜間警備	85.0 %	15.0 %
消防用設備点検	84.8 %	15.2 %
自家用電気工作物保安	81.9 %	18.1 %
自家発電設備保守点検	85.3 %	14.7 %
空調自動制御器年間保守点検	86.2 %	13.8 %
駐車管制システム保守点検	98.0 %	2.0 %
監視カメラ設備保守点検	73.7 %	26.3 %
防水扉保守点検	50.0 %	50.0 %
冷暖房機保守点検	90.2 %	9.8 %
給排気設備保守点検	86.2 %	13.8 %

(ウ) 袋町小学校地下自転車等駐車場

次の業務は、広島市立袋町小学校と一体的に施行し、本市(教育委員会)が入札・発注するため、指定管理者は本市と連名で契約を行い、当該業務の業者に負担割合に応じた金額を支払うこと。

区 分	負担割合			
	袋町小学校	市民交流プラザ	袋町小学校地下自転車等駐車場	袋町児童館
警備業務	46.13 %	41.79 %	9.21 %	2.87 %
設備運転保守管理				
消防用設備点検				
一般廃棄物収集処理				
自家用電気工作物保安				
飲料水水質及び空気環境測定				
残留塩素濃度測定				

区 分	負担割合			
	袋町小学校	市民交流プラザ	袋町小学校地下 自転車等駐車場	袋町児童館
ねずみ・こん虫防除	46.13 %	41.79 %	9.21 %	2.87 %
空調設備点検設備				
自動制御設備点検				
電話交換設備点検設備				
貯水槽清掃				
防水扉保守点検	47.49 %	43.03 %	9.48 %	0 %

(4) 警備、利用調査その他の管理に関することのうち、次に掲げること。

- ア 施設の警備及び巡視
- イ 施設の利用調査
- ウ 高齢者や障害者等に対する補助
- エ 満車時における他の自転車等駐車場への案内
- オ その他施設の管理に必要と認められる事項

(5) 備品の管理

- ア 指定管理者は、本市の所有に属する物品について「広島市物品管理規則」をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。
- イ 本市の備品を施設の運営に支障を来さないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕などの措置を行うこと。
※備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が2万円以上の物品をいう。

(6) 利用料金の収受等

- ア 利用料金制の採用
- イ 利用料金の額は、条例第16条第3項に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得た上で決定する。
- ウ 利用料金を現行から変更する場合は、事前に周知を図り、利用者からの問合せなどに対して、理解が得られるよう丁寧な説明に努めること。
- エ 利用料金の減免・返還

指定管理者は条例第16条第6項の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還する。なお、別紙3に掲げる減免については基準に必ず盛り込むこと。

なお、別紙3は、身体障害者等に対する駐車料金の減免要綱に基づくものであり、今後、改正により対象者等の拡大等があった場合には、指定管理者は別紙3の変更の協議に応じたうえで、拡大等に伴う負担は指定管理者が負うこと。

オ 回数駐車券等の発行

指定管理者は、条例第16条第4項の規定により、市長の承認を受けた上で、回数駐車券を発行することができる。

なお、回数駐車券の発行に当たっては、本市に記載内容等の確認を行うこと。

また、発行に当たっては、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）を遵守すること。

カ 利用料金等の引き継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。

このため、指定期間の最終年度において、次年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

なお、本市では利用料金を当該年度に収納することとしている。令和３年度中において本市が令和４年度分の使用料を収納した場合は、指定管理者に引き継ぐことができないため、指定管理者は、令和４年度の収支計画書を作成するに当たっては、これに伴う損分を考慮した上で利用料金収入を算定すること。

(7) 本市が発行した回数駐車券は、指定管理期間中も使用できることとし、毎年度当該年度の利用分について、販売額(券面額×１０／１１)を納付金から差し引く方法により精算することとする。

(イ) 指定管理期間中に指定管理者が発行する回数駐車券は、使用期限を令和９年３月３１日とし、令和８年４月１日から令和９年３月３１日の間に使用された指定管理者発行の回数駐車券及びプリペイドカードについては、次期指定管理者と精算を行うものとし、未使用の回数駐車券及びプリペイドカードは、令和８年４月１日から令和９年３月３１日の間で指定管理者によって購入代金相当額を払い戻すこととする。

(7) 設備導入等

利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が計画する新たな設備導入及び修繕等を行うこと。なお、新たな設備導入による保守費用は管理運営費に適切な額を計上すること。また、計画以外の本市が指定する設備更新についても、５年間で計３千万円分を実施すること。

(8) 施設の利用に係る周辺道路の交通処理に関すること。

(9) 広報業務等

(10) 利用促進業務

(11) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

ア 広島市暴力団排除条例(平成２４年広島市条例第１４号)及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

3 管理の基準

(1) 供用日、供用時間及び入出庫可能時間

施設名	収容台数	所在地	供用日	供用時間 (入出庫可能時間)
広島市相生自転車等駐車場	58 台	中区幟町・胡町	1 月 1 日 ～12 月 31 日	0 時～24 時 (24 時間)
広島市大手町三丁目自転車等駐車場	170 台	中区大手町三丁目	1 月 3 日 ～ 12 月 30 日	7 時～21 時 (24 時間)
広島市小町第一自転車等駐車場	320 台	中区小町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市小町第二自転車等駐車場	470 台	中区小町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市小町第三自転車等駐車場	280 台	中区小町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市富士見町第一自転車等駐車場	222 台	中区富士見町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市富士見町第二自転車等駐車場	500 台	中区富士見町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市富士見町第三自転車等駐車場	240 台	中区富士見町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市新白島駅自転車等駐車場	510 台	中区白島北町・西白島町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島バスセンター西自転車等駐車場	520 台	中区基町	1 月 1 日 ～ 12 月 31 日	7 時～21 時 (24 時間)
広島市基町自転車等駐車場	1,120 台	中区基町		6 時～23 時※1 (6 時～翌 2 時)
広島市大手町自転車等駐車場	640 台	中区大手町二丁目		7 時～24 時※1 (7 時～翌 2 時)
広島市東新天地自転車等駐車場	600 台	中区新天地	1 月 3 日 ～ 12 月 30 日	7 時～24 時 (24 時間)
広島市西新天地自転車等駐車場	310 台	中区新天地		7 時～23 時 (7 時～翌 3 時)
広島市袋町小学校地下自転車等駐車場	500 台	中区袋町		7 時～24 時 (7 時～24 時)
広島市袋町自転車等駐車場	770 台	中区袋町	1 月 1 日 ～12 月 31 日	7 時～24 時※1 (7 時～翌 2 時)
広島市稲荷町自転車等駐車場	670 台	南区稲荷町	1 月 1 日 ～ 12 月 31 日	7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島駅北口第一自転車等駐車場	921 台	東区若草町		5 時 30 分～翌 0 時 30 分 (5 時 30 分～翌 0 時 30 分)
広島市広島駅北口第二自転車等駐車場	410 台	南区松原町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島駅北口第三自転車等駐車場	400 台	東区上大須賀町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島駅南口第一自転車等駐車場	267 台	南区松原町		5 時 30 分～翌 0 時 30 分 (5 時 30 分～翌 0 時 30 分)
広島市広島駅南口第二自転車等駐車場(仮設)	156 台	南区京橋町		7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島駅南口第三自転車等駐車場	1,868 台	南区松原町		市長が定める区画 0 時～24 時 (24 時間)
				その他の区画 7 時～21 時 (24 時間)
広島市広島駅南口第五自転車等駐車場	1,035 台	南区松原町		5 時 20 分～翌 0 時 20 分 (5 時 20 分～0 時 20 分)
広島市矢野駅自転車等駐車場	1,732 台	安芸区矢野西四丁目		5 時 15 分～翌 0 時 45 分 (5 時 15 分～翌 0 時 45 分)
広島市横川駅北口自転車等駐車場	516 台	西区横川町三丁目	1 月 3 日 ～12 月 30 日	7 時～21 時 (24 時間)
広島市横川駅南口自転車等駐車場	520 台	西区横川町三丁目	1 月 1 日 ～12 月 31 日	5 時 20 分～翌 0 時 30 分※2 (5 時 20 分～翌 0 時 30 分)
広島市西広島駅北自転車等駐車場	390 台	西区己斐本町一丁目	1 月 3 日 ～ 12 月 30 日	5 時 30 分～24 時 (24 時間)
広島市西広島駅南自転車等駐車場	1,200 台	西区己斐本町一丁目		7 時～23 時 (24 時間)
広島市五日市駅北口自転車等駐車場	1,733 台	佐伯区五日市駅前一丁目	1 月 1 日 ～12 月 31 日	5 時 10 分～翌 0 時 40 分※2 (5 時 10 分～翌 0 時 40 分)
広島市五日市駅南口自転車等駐車場	623 台	佐伯区旭園	1 月 3 日 ～12 月 30 日	6 時～20 時 (24 時間)

・年末年始（１月１日から１２月３１日まで）の供用時間

※１…７時から２１時まで ※２…６時から２２時まで

供用日、供用時間及び入出庫可能時間の拡大・延長について提案することができる。ただし、規則に定める供用日、供用時間及び入出庫可能時間を維持することが最低条件となる。

なお、市民サービスの向上を図るため、本市において必要があると判断したとき、または、フラワーフェスティバル等の行事や道路・下水道工事等により、自転車等駐車場の敷地を使用する必要がある場合には、供用日、供用時間又は入出庫可能時間の変更、一部休止をすることがある。その際の利用者への周知、敷地使用者との引継ぎ等については、指定管理者の責任において行うものとする。

(2) 一時利用専用の自転車等駐車場

相生自転車等駐車場については一時利用専用とする。

ただし、本市と協議の上、利用形態を変更することができる。

(3) 登録利用専用の自転車等駐車場

大手町三丁目自転車等駐車場、小町第二自転車等駐車場、小町第三自転車等駐車場、富士見町第一自転車等駐車場、富士見町第三自転車等駐車場及び広島駅南口第二自転車等駐車場(仮設)については、登録利用専用とする。

ただし、本市と協議の上、利用形態を変更することができる。

4 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕（100万円未満）		○
サービスや業務内容の変更	協議	

5 設備補修・修繕及び新たな設備投資等の役割分担について

詳細については、別途協定で定める。主な役割分担は次のとおり。

項目		広島市	指定管理者
① 日常的な補修・修繕工事	100万円未満		○
② 施設の安全管理のための修繕工事	100万円以上	○	○（※１）
③ 利用者サービス向上に資する新たな設備導入など	100万円未満		○
	100万円以上		○（※２）
利用者サービスに直接関係のない大規模工事		○	

※１ 指定期間の５年間で計３千万円分（泡消火剤の更新、防火扉・送風機の修繕、IVTの更新など、本市が指定する設備更新）

※２ 提案する設備導入等

6 自主事業

- (1) 施設の利用促進のための自主事業の実施
- (2) 利用者の利便性の向上のための自主事業の実施
- (3) 経理処理

自主事業は会計を独立させるものとする。

- (4) 行政財産の目的外使用許可

地方自治法第238条の4第7項及び広島市財産条例の規定による自動販売機、売店、食堂、公衆電話等の設置に係る行政財産の目的外使用については、指定管理者の業務の範囲外となる。このため行政財産の目的外使用の許可については本市が行う。また、使用許可に伴い本市が定める使用料を納付するものとする。なお、これらの目的外使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

7 職員配置、研修等

- (1) 職員配置

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置すること。

配置人員は65人を標準とする。ただし、開場時の配置人員は、必ず1施設に2名以上の体制とする（24時間入庫可の施設を除く。）。また、朝夕の繁忙時間帯の配置人員については十分配慮すること。なお、ICT機器の設置や管理体制の工夫等により、利用者のサポート体制が構築できる場合には、自転車等駐車場への職員の常駐を必要とするものではない。

- (2) 有資格者

東新天地自転車等駐車場、袋町小学校地下自転車等駐車場、広島駅北口第一自転車等駐車場及び広島駅南口第一自転車等駐車場には、配置人員のうち管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

- (3) 研修等

ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。

イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。

ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。

エ 事故が生じた場合は速やかに本市に報告すること。

オ 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

カ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

8 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

- (1) 事業の報告書

ア 指定管理者は、毎月、業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。

イ 指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し本市に提出すること。

- (2) 文書の保存

事業報告書及び管理等に関する文書、帳簿類は常に整理し、5年間保存すること。

- (3) 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

(4) 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

(5) 本市が実施する業務への協力

指定管理者は本市が実施する業務に協力すること。

なお、現在、広島市がシェアサイクル事業のため施設の一部を使用している小町第三自転車等駐車場、富士見町第三自転車等駐車場、稲荷町自転車等駐車場、東新天地自転車等駐車場、広島駅北口第一自転車等駐車場、広島駅南口第三自転車等駐車場及び西広島駅南自転車等駐車場においては、令和4年度以降同事業を継続する場合は、引き続き施設の使用に協力すること。

9 モニタリング及び実績評価

(1) モニタリングの実施

本市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施する。

(2) 実績評価の実施

本市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う（業務実施状況評価については別紙6のとおり。）。

(3) 業務の基準を充たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を充たしていないと判断した場合、本市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

(4) 業務実施状況の評価結果が低評価となった場合のペナルティ

指定期間中、別紙6の評価基準による業務実施状況の評価結果が2年連続して低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。

ペナルティの判定対象となる業務実施状況評価の評価結果は、指定期間最終年度の前々年度分までとし、更新制を適用した施設にあっては、更新前（「10指定の更新」参照。）の指定期間における評価結果を含むものとする。

10 指定の更新

別紙6評価基準による業務実施状況の評価結果が指定期間の1年目より3年連続して高評価（S又はA）となった場合で、当該指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合は、1度に限り、当該指定管理者を非公募で候補者として選定することを可能とする（通算の指定期間は最長10年間）。

11 協定の締結

本市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設又は利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに本市に報告しなければならない。

- (2) 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに本市に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

1 3 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、本市は指定管理者に改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。
- この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、本市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、本市は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、本市と指定管理者は事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項については、協定で定める。

1 4 その他

- (1) 指定管理業務期間の前に行う業務

当該業務の実施に要する、指定管理者となる団体の人件費等の経費は当該団体が負担すること。

- ア 協定項目についての本市との協議
- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

これまで登録利用については、現行の指定管理者が募集、抽選及び決定通知・登録利用料用納付書の発送を行っている。納付書（白紙）は本市が提供し、現行の指定管理者が必要事項を印字（一律料金）している。令和4年度からは次期指定管理者が採用する納付方法となるため、現行の指定管理者が行っていた業務を越える範囲については次期指定管理者が実施すること。

- (2) 保険への加入

指定管理者は基本協定書及び本管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加すること。ただし、加入する保険は、下表に掲げる契約内容を下回らないようにすること。なお、火災保険については広島市が加入する。

名 称	契約内容（補償額）			
施設所有者賠償責任保険	○対人補償	1 事故につき	限度額	2 億円
		1 名につき	限度額	5 千万円
	○対物補償	1 事故につき	限度額	5 百万円

(3) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

(4) 監査

広島市監査委員等が本市の事務を監査するにあたり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別記「個人情報取扱特記事項」を基に、本市と指定管理者が締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記ア～ウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記ア～ウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(ア) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。（産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等）

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(7) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1－（1）】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1－（2）】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をし、しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 情を知って、上記(1)～(3)までの者を利用している者

(5) 情を知って、上記(1)～(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例 2】

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

- 1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

- イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

- (ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- ☐ 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- ☐ 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(ア) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(ア) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

(ア) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

(イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和3年4月1日から施行する。

(別添) (略)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第12 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

広島市自転車等駐車場指定管理者の申請者の評価基準

ア 評価項目・配点

評価項目	配点
【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5点
【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 利用料金の設定及び割引制度は、利用者負担を軽減するものになっているか。 ② 施設毎の料金設定が、利便性や設備投資に見合ったものになっているか。 ③ 支払い方法の多様化など、利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④ 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。	5.5点
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	2.5点
【設備導入等の計画】 [評価のポイント] ① 設備導入及び修繕等に関する計画が、市が別に提示する設備改修計画に沿った内容になっているか。	1.5点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 加減点項目・配点

【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が2.3%を超えて3.45%未満の場合は4点加減 ② 障害者雇用率が3.45%以上で4.6%未満の場合は7点加減 ③ 障害者雇用率が4.6%以上の場合は10点加減 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.3%→2.6%」「3.45%→3.9%」「4.6%→5.2%」と読み替える。
【環境問題への配慮】 ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加減	
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加減 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加減	
【地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加減する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加減する。	
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加減点項目全体の得点とする。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加減点項目は全社が当該項目に該当する場合に加減し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加減している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加減しない。

(1) 更新制について（指定期間の延長について）

年度終了後実施する「指定管理者の業務実施状況の評価」の評価結果が指定期間（5年間）の1年目より3年連続して高評価（S又はA）となった場合で、指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合には、1度に限り、非公募による指定管理者候補者の選定を可能とする（通算の指定期間は最長10年間）。

(2) 業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて

指定期間の1年目より3年目までの間に、2年連続して業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者候補者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。更新制の適用により、指定期間を延長した場合は、4年目から8年目までの間に2年連続して、業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、更新後の次期指定管理者候補者の公募に対する応募資格を与えないものとする。

